

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県立地球市民かながわプラザ条例		
条 例 番 号	平成 9 年神奈川県条例第 37 号	法 規 集	第 4 編第 1 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	県民部国際課		
条 例 の 概 要	神奈川県立地球市民かながわプラザ(以下「プラザ」という。)の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	<p>プラザは、県民の地球市民学習及び国際活動を支援するための施設であり、現在でも設置する必要がある。</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、プラザの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。</p>	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	<p>国際理解等のための展示、講座等の開催、資料の閲覧のほか、ホール、会議室等の貸出しにより、県民の国際活動等の場として活用されており、有効に機能している。</p> <p>なお、施設の有効活用及び一層の利用促進を図るため、プラザの事業に利用していたスペース等の利用施設への追加、一部の利用施設の用途変更について、改正を行う必要がある。</p>	<p>利用者数</p> <p>平成 20 年度：289,329 人</p> <p>平成 19 年度：284,334 人</p>
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	<p>施設及び設備の維持管理並びに国際理解等のための事業実施等に相当の知識と経験を有するなど一定の基準を満たす者に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理者制度を導入しており、効率的な運営が行われている。</p> <p>今後は、指定管理者の自主的な経営努力をより発揮しやすくし、また、会計事務の効率化を図る観点から、利用料金は指定管理者の収入とすること等を規定する改正を行う必要がある。</p>	平成 18 年度から平成 22 年度まで財団法人かながわ国際交流財団を指定管理者として指定。
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	「神奈川力構想」の戦略プロジェクト「多文化共生の地域社会づくり」に適合しているほか、指定管理者制度の導入は、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致したものである。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法・法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	<p>利用料金制の導入、利用施設の追加、一部の利用施設の用途変更のため、所要の改正を行う必要がある。</p>	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>